

派遣先管理台帳

派遣労働者氏名	労働 花子		① 60歳以上の派遣労働者であるか否かの別	60歳未満		⑬
雇用期間	☐ 無期雇用 ☒ 有期雇用					⑥
協定対象派遣労働者(労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の対象となる派遣労働者)であるか否かの別		☒ 協定対象派遣労働者である(労使協定方式)				⑤
		☐ 協定対象派遣労働者でない(派遣先均等・均衡方式)				
被保険者資格取得届の提出の有無 提出がない場合の 具体的な理由	雇用保険	有・無		無の具体的な理由		⑬
	健康保険	有・無		無の具体的な理由	1週間の所定労働時間及び1箇月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満であるため	⑬
	厚生年金保険	有・無		無の具体的な理由	1週間の所定労働時間及び1箇月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満であるため	⑬
派遣元事業主名	近畿スタッフ株式会社					②
派遣元事業所	(名称)	近畿スタッフ株式会社 大阪オフィス				③
	(所在地)	〒 530 - 0001 大阪市北区梅田●-●-● (TEL 06-●●●●-●●●●)				④
派遣先事業所	(名称)	株式会社 厚労商事 関西支社				⑪
	(所在地)	〒 540 - 8527 大阪市中央区大手前●-●-● (TEL 06-●●●●-●●●●)				⑪
就業場所	(名称)	株式会社 厚労商事 関西支社 堺営業所 営業第二課 販売促進係				⑪
	(住所)	〒 590 - 0078 堺市堺区南瓦町●-● (TEL 072-●●●●-●●●●)				⑪
組織単位 (長の職名)	堺営業所 営業第二課		(長の職名)	営業第二課長		⑪
業務内容	パーソナルコンピュータの操作によるプレゼンテーション用資料、業績管理資料、会議用資料等の作成業務					⑨
令第4条第1項各号の業務に該当する場合	(令第4条第1項第3号 事務用機器操作に該当。)					⑨
業務に伴う責任の程度	役職無し。稟議文書に関する決裁権限無し。部下0名。					⑩
派遣元責任者	(部署) 大阪オフィス	(役職) 支店長	(氏名) ◎◎ ◎◎	(TEL 06-●●●●-●●●●)	⑮	
派遣先責任者	(部署) 関西支社	(役職) 支社長	(氏名) △△ △△	(TEL 06-●●●●-●●●●)	⑮	
紹介予定派遣に関する事項 (紹介予定派遣の場合のみ記載)	☐ 該当する					⑬
	派遣労働者を特定することを目的に行った行為の内容および特定の基準			採否結果		⑬
	派遣先が職業紹介を希望しなかった場合又は紹介後雇用しなかった場合、その理由					⑬
期間制限のない労働者派遣に該当する場合	有期プロジェクト業務	☐ 該当する				⑬
	日数限定業務	☐ 該当する 当該業務が派遣先において1箇月間に行われる日数 () 日 当該派遣先の通常の労働者の1箇月間の所定労働日数 () 日				⑬
	育児休業等の代替業務	休業労働者氏名 () 業務 () 休業開始日 (令和 年 月 日) ～休業終了予定日 令和 年 月 日)				⑬
	介護休業等の代替業務	休業労働者氏名 () 業務 () 休業開始日 (令和 年 月 日) ～休業終了予定日 令和 年 月 日)				⑬

派遣先管理台帳【続紙】

派遣労働者氏名	労働 花子		
苦情の処理状況	苦情を受けた日	苦情内容、処理状況	
	令和 ◆ 年 10 月 20 日	同一部署内の男性労働者が、顔を合わせると必ず容姿や身体に関して言及すると苦情。当該部署内に、セクシャルハラスメント防止に関する啓発用資料を配布し説明を行ったところ、以後そのような不適切な発言はなくなった。⑫	
	令和 年 月 日		
	令和 年 月 日		
教育訓練	教育訓練実施日時		教育訓練の内容
	令和 ◆ 年 10 月 13 日	13:00 ～ 15:00	社内システム端末の活用に係る研修の実施。⑭
	令和 年 月 日	～	
	令和 年 月 日	～	
就業状況	別紙「就業状況報告書」のとおり。		

3年間保存

労働者派遣事業関係業務取扱要領 第7 派遣先の講ずべき措置等 より一部抜粋

①	派遣労働者の氏名
②	派遣元事業主の氏名又は名称 個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載する
③	派遣元事業主の事業所の名称
④	派遣元事業主の事業所の所在地 派遣先が必要な場合に派遣元事業主を直接訪れて連絡がとれる程度の内容であることが必要
⑤	協定対象派遣労働者か否かの別
⑥	無期雇用派遣労働者か有期雇用派遣労働者かの別
⑦	派遣就業をした日 実際に就業した日の実績を記載する
⑧	派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間 実際の始業及び終業の時刻並びに休憩時間の実績を記載する
⑨	従事した業務の種類 ・ 従事した業務の内容については可能な限り詳細に記載する ・ 令第4条第1項各号に掲げる業務について労働者派遣をするときは、当該号番号を付すこと ただし、日雇労働者に係る労働者派遣が行われないことが明らかである場合は、この限りではない
⑩	派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度 ・ 派遣労働者が従事する業務に伴って行使するものとして付与されている権限の範囲・程度等をいう ・ チームリーダー、副リーダー等の役職を有する派遣労働者であればその具体的な役職を、役職を有さない派遣労働者であればその旨を記載することで足りるが、派遣労働者の適正な雇用管理を行うため、より具体的に記載することが望ましい
⑪	派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事した事業所の名称及び所在地その他派遣就業をした場所並びに組織単位
⑫	派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項 ・ 苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度記載するとともに、その内容を派遣元事業主に通知すること ・ また、派遣労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならない ・ なお、苦情の処理に関する事項を労働者ごとに管理している趣旨は、派遣先が労働者の過去の苦情に応じた的確な対応を行うためであることに留意すること
⑬	紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項 ・ 紹介予定派遣である旨 ・ 派遣労働者を特定することを目的とする行為を行った場合には、当該行為の内容及び複数人から派遣労働者の特定を行った場合には当該特定の基準 ・ 採否結果 ・ 職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、その理由
⑭	教育訓練を行った日時及び内容 教育訓練を行った日時及び内容 業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る教育訓練(OJT)であって計画的に行われるもの及び業務の遂行の過程外において行われる教育訓練(off-JT)をいう
⑮	派遣先責任者及び派遣元責任者に関する事項
⑯	期間制限を受けない業務等について行う労働者派遣に関する事項 ・ 法第40条の2第1項第2号による60歳以上の者か否か ・ 法第40条の2第1項第3号イに掲げる有期プロジェクトの業務について労働者派遣を行うときは、法第40条の2第1項第3号イに該当する業務である旨 ・ 法第40条の2第1項第3号ロに掲げる日数限定業務について労働者派遣を行うときは、 ①法第40条の2第1項第3号ロに該当する旨 ②当該派遣先において、同号ロに該当する業務が1箇月間に行われる日数 ③当該派遣先の通常の労働者の1箇月間の所定労働日数 ・ 法第40条の2第1項第4号に掲げる育児休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行うときは、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日 ・ 法第40条の2第1項第5号に掲げる介護休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行うときは、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日
⑰	派遣元事業主から通知を受けた派遣労働者に係る健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無（「無」の場合は、その具体的な理由を付すこと）
保存	・ 派遣先管理台帳を保存すべき期間の計算についての起算日は、労働者派遣の終了の日とする ・ 「労働者派遣の終了の日」とは、労働者派遣の役務の提供を受ける際に、派遣元事業主から通知(第6の15 参照)を受けた当該派遣労働者に係る労働者派遣の期間の終了の日であり、労働者派遣契約が更新された場合は、当該更新に当たって通知された当該派遣労働者に係る派遣期間の終了の日である